

日本再生戦略の実行推進状況等について

平成 24 年 11 月 15 日

国家戦略担当大臣

1. 趣旨

「日本再生戦略」（平成 24 年 7 月 31 日閣議決定）を着実に実現していくため、本戦略に定められた PDCA の年間サイクルを踏まえ、本戦略実行推進状況（概算要求、規制・制度改革、税制改正要望等）について関係府省から聴取し、工程表に定められた取組が着実に実行されているか確認した。

2. 総括

（１）グリーン・ライフ・農林漁業の重点３分野をはじめ、日本再生戦略の政策分野全般にわたり、概算要求、規制・制度改革、税制改正要望等の取組が戦略に定められた工程表に概ね即して推進されている。

各政策分野の重点施策ごとに実行推進状況をまとめると、別紙のとおりである。

（２）特に、日本再生戦略の重点３分野においては、次のような取組が行われている（詳細については別途整理）。

① グリーン

- ・ レアアースフリーの高性能磁石などグリーン部素材の開発に向けた予算要求
- ・ 次世代自動車の導入促進に向けた補助金などの予算要求及び自動車税のグリーン化等の税制改正要望
- ・ 蓄電池の導入促進に向けた戦略の策定や蓄電池の系統連系の円滑化に係る認証制度の構築
- ・ 海洋エネルギーを利用した発電技術の開発に向けた予算要求
- ・ スマートコミュニティの実証等に関する予算要求
- ・ エネルギー生産への農山漁村資源の活用促進に関する予算要求等

② ライフ

- ・創薬支援ネットワーク構築に向けた体制整備や予算要求等
- ・再生医療の臨床研究等に係る予算要求、医療機器・再生医療の特性を踏まえた薬事法改正に向けた検討
- ・次世代医療の実現に向けた東北メディカル・メガバンク計画等の推進のための予算要求
- ・ロボット技術の研究開発・実用化等の予算要求、安全基準等の検討 等

③ 農林漁業（6次産業化）

- ・資本提供と経営支援の一体的実施により6次産業化を支援する株式会社農林漁業成長産業化支援機構の年度内立上げに向け準備中
- ・食や地域材を活用した地域の取組を支援するための予算要求
- ・ハローワークとの連携を行いつつ、意欲ある若者、女性等の農林漁業への参入を促進
- ・輸出促進・食文化の海外発信のための予算要求、「食に関する将来ビジョン」の改訂に向けた各省連携の推進 等

（3）ただし、現時点では工程表に即して取組が進められているものの、このままの状態が続けば工程表の期限どおり施策を実施することが困難になることが懸念される取組もあり、これらについては、工程表に即した着実な実行を図るべく引き続き取組を進めるとともに、目標達成のためその他の取組にも最大限努めることが必要。

[今年度内の期限どおりの実施が困難になることが懸念される工程表の施策]

○ 法案が継続審議（2012年度に実施することとされている取組）

- ・「経済社会課題対応事業の促進に関する法律」の施行
- ・「農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」の成立後、基本方針の策定
- ・不動産特定共同事業法を改正し、事業者の倒産リスクから投資家を隔離すること等により、建築物の耐震化や地方の老朽施設の再生を促進（同法及び関連政省令の施行）
- ・PFI改正法案の成立後、民間資金等活用事業推進機構を設立の上で投資を開始し、また個別案件の形成を促進
- ・メンタルヘルス対策等に係る改正労働安全衛生法の周知啓発の徹底

- ・「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律」の成立後、基本方針策定、提案募集実施

○ その他

- ・生活支援戦略・中期プランの策定（2012 年秋を目途）

〔 当面工程表に即しているが、このままの状態が続けば今年度からの開始又は来年度以降の実施が遅れることが懸念される施策 〕

○ 継続審議になっている法案の成立後、取組を進めるもの

- ・医薬基盤研究所の新法人化（所要の規定の整備）（「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」の制定後）
- ・「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」に基づいた国立研究開発行政法人の制度・運用及び組織統合の検討・措置（「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」の制定後）
- ・周波数オークションの実施（「電波法の一部を改正する法律」の制定後）
- ・国民 ID 制度の推進（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」の制定後）
- ・交通基本法の制定を踏まえた、地域の生活交通の確保維持の支援

（４）この結果を踏まえて、「日本再生戦略実行推進チーム」のもと、政府全体で本戦略の更なる推進を図る。

また、日本再生戦略に基づき来年５月を目途に行う各施策の評価の基準を別添のとおりとし、当該基準を十分に踏まえ、関係省庁は今後の施策の推進を図ることとする。

(別 添)

日本再生戦略の評価の基準について (案)

日本再生戦略（平成 24 年 7 月 31 日閣議決定）の着実な実行を確保するため、次年度に行われる成果目標の達成を軸とする評価の基準について、次のとおり定める。

当該視点を十分に踏まえ、デフレ脱却、経済再生等に最大限の成果が得られるよう、関係省庁においては、戦略の目標達成に向けた取組を推進することとする。

なお、評価の芳しくない施策については、予算措置の縮小・廃止を含む抜本的な見直し措置を講じる。

1. 実施内容について

- ① 日本再生戦略の本文及び工程表に定められたところに従い、実施した取組が内容や時期の点で適切に行われていること。
- ② 日本再生戦略に定められた内容や工程と異なる場合には、その原因を明らかにし、目標達成のため適切な代替案を講じていること。
- ③ 関係省庁が複数にまたがる場合に、連携が適切に図られていること。
- ④ 取組内容として、規制・制度改革、組織見直し、税制改正要望等、必要な政策資源の動員が適切に行われていること。

2. 施策の前倒し実施について

日本再生戦略に定められた事項で、社会経済情勢を踏まえ、その前倒し実施が可能かつ適当なものについて、取組が適切に行われていること。

3. 新課題への対応について

日本再生戦略の実現に関し、その目標達成に向けて新たに生じた課題への対応が適切に図られていること。

4. 重点 3 分野等の取組について

日本再生戦略に定めるグリーン（エネルギー・環境）、ライフ（健康）、農林漁業（6次産業化）の重点 3 分野等について、趣旨に照らし、課題解決に向けた取組が積極的に行われていること。

5. 成果の発揮等について

予算要求に係る政府・与党一体の審査や行政事業レビュー等において指摘された事項に適切に取り組むなど、日本再生戦略の実行上、的確な対応が図られていること。また、関連法案の審議等で当初予定した取組の進捗が遅れているものについては、目標達成のためその他の取組に最大限努めていること。

以上のような取組を通じ、目標とした成果が発揮されていること。